

( 仮訳 )

## G 1 0 中央銀行総裁・監督当局長官、改訂された自己資本の枠組の公表を承認

2004 年 6 月 26 日

G 1 0 の中央銀行総裁および銀行監督当局の長官は本日会合を開き、「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組」の公表を承認した。これは、一般に「バーゼル II」として知られている新しい自己資本充実の枠組である。総裁・長官会合は、上記文書の作成に当たったバーゼル銀行監督委員会が同文書を総裁・長官会合の検討に付すことを決定した翌日に、バーゼル（スイス）の国際決済銀行において開催された。

バーゼル II の枠組は、銀行がよりリスク感応度の高い最低自己資本ルールを採用するにあたっての詳細を提示している。新しい枠組では、こうしたリスク感応度の高いルールを補強する手段として、銀行が自らの自己資本充実度を評価し、監督当局がその評価を検証することによって、銀行がリスクを支えるのに十分な自己資本を保有していることを確保するための原則が定められている。新しい枠組ではまた、銀行の財務報告の透明性を高めることで市場規律を強化することも企図されている。本日公表された文書には、全世界の監督当局ならびに銀行業界との間で行われた広範な協議の結果が反映されている。本文書は、各国においてルール設定や承認のプロセスを継続するため、また、銀行が新しい枠組の実施に向けて準備を完了するためのベースとなるであろう。

G 1 0 中央銀行総裁・銀行監督当局長官会合の議長であり、欧州中央銀行の総裁である Jean-Claude Trichet 氏は、「バーゼル II はリスク管理と銀行監督とを包括した手法である。バーゼル II は銀行の安全性と健全性を高め、金融システム全体の安定性を強化し、経済全般の持続的な成長の源としての金融セクターの機能を向上させることにつながる。この改訂された枠組を国際社会に提示することを喜ばしく思う」と説明した。

バーゼル銀行監督委員会の議長であり、スペイン中央銀行の総裁である Jaime Caruana 氏は、「新しい枠組は、銀行のリスク測定およびリスク管理システムを改善するかつてないチャンスである。本枠組は、先進的な銀行が成し遂げた進歩を土台とし、それらの進歩を統合したものであって、全ての銀行にとって本枠組により内部プロセスを継続的に強化するインセンティブが与えられる。バ

ーゼル II の枠組は、銀行に対して、リスク管理システム、ビジネス・モデル、自己資本戦略、および開示基準の高度化や改善を促すことにより、銀行の効率性と耐久力を全体的に改善する」と付け加えた。

バーゼル委員会は、各国における本枠組の採用と承認のプロセスと並行して、枠組の実施に関する主要な論点について引続き業界や他の当局と議論することを計画しており、G 1 0 総裁および長官はこれを支持した。

バーゼル委員会は、メンバー国において新しい枠組を 2 0 0 6 年末に適用可能とする意向である。最も先進的なリスク測定手法については、銀行と監督当局が影響度を分析したり、現行ルールと新ルールの双方に基づいて予備計算を行ったりする期間を更に 1 年設けるため、2 0 0 7 年末に適用可能とする。G 1 0 総裁および長官は、他の当局に対し、現状において自国監督制度がバーゼル II の枠組を採用し得る状態にあるかを検討するよう促し、各々の優先順位に従って自らのペースで進歩を図ることを勧奨する。

また、総裁および長官は、過去 6 年間に於いて、改訂された枠組を構築し、また、質を高めるためのプロセスに貢献した全ての関係者に感謝するとともに、当委員会の前議長である William McDonough 氏と現議長である Jaime Caruana 氏のリーダーシップに謝意を表した。総裁および長官は、G 1 0 諸国内ならびに世界中で透明かつ大規模な市中協議を行ったことがバーゼル委員会の作業にとって有益であったことを指摘した。これらの市中協議により、新しい枠組は世界的な成果となった。総裁および長官は、今後ともバーゼル委員会は公開性と協議重視の精神に基づいて作業を行うと述べた。当委員会が今後の計画について定期的に業界に情報を提供することにより、当委員会および業界は作業の優先順位を効率的に決めることができるであろう。

## 編集者のための解説

### バーゼル II とは何か

「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組」（「バーゼル II の枠組」）には、銀行の最低所要自己資本に関する一連の新しい基準が提示されている。本枠組は、G 10 諸国の中央銀行および銀行監督当局のグループであるバーゼル銀行監督委員会により策定された。なお、最初の基準は 1988 年に策定されている。

### なぜ銀行には自己資本ルールが適用されるのか

活発な銀行市場を有する国では殆ど例外なく、銀行に対し少なくとも一定水準の最低自己資本を保有することを求めている。銀行にとって自己資本は将来の成長の礎であり、また予期せぬ損失に対するクッションともなる。十分な自己資本を保有し、適切な経営を行っている銀行は、景気低迷期を含むビジネスサイクル全体を通して、損失に耐え、消費者と企業の双方に信用を供給する能力が高い。従って、適正な水準の自己資本は、銀行システムに対する公衆の信頼を高める。

銀行と監督当局の双方にとって技術的な課題であったのは、予期せぬ損失に対する十分なバッファとして、どの程度の自己資本が必要であるかを判定することであった。自己資本水準が低過ぎれば、銀行は大規模な損失を吸収し切れない可能性がある。自己資本水準が著しく低い場合、銀行破綻のリスクが増大し、その結果として預金者の資金もリスクに晒される。一方、自己資本水準が高過ぎれば、銀行は資金を最も効率的な方法で運用することができず、信用供与能力を制約される可能性がある。

### 銀行には現在どのようなルールが適用されているのか

1988 年バーゼル合意は、銀行の自己資本の定義および最低水準に関する最初の国際的合意であった。バーゼル委員会は、様々な国の様々な銀行が適用し得る単純な基準として 1988 年合意を策定した。同合意は、銀行に対し、同種の債務者毎に大まかな「区分（クラス）」を設定し、それらの区分毎にエクスポージャーを分類することを求めている。同種の債務者に対するエクスポ

ージャー（例えば、法人債務者に対する全てのエクスポージャー）には、信用度の潜在的な差異や個々の債務者が及ぼし得るリスクには関わりなく、同一水準の所要自己資本が課されている。

1988年合意は、当初はG10諸国の国際的に活動する銀行のみを対象としていたものの、銀行の支払能力基準としての認知が急速に広がり、現在では、何らかの形で同合意を採用している国は百ヶ国近いと考えられている。1988年合意は信用リスクに焦点を当てたものとなっていたが、当委員会は1996年に市場リスクへのエクスポージャーに対する所要自己資本を導入し、同合意を補足した。

### **今日なぜ新しい自己資本基準が必要なのか**

リスク管理実務、テクノロジー、および銀行市場の発展に伴い、多くの銀行にとって1988年合意における単純な自己資本計測手法の意義は薄れた。例えば、1988年合意ではエクスポージャーの大まかな区別に所要自己資本が設定されているのみで、個々の債務者の相対的な信用度は勘案されていない。

同様に、内部プロセスの改善、より高度なリスク測定手法の採用、および証券化等の先進的なリスク管理実務の利用拡大に伴って、先進的な銀行においては、エクスポージャーや業務をモニターし、管理する方法が変わってきた。監督当局および先進的な銀行は、1988年合意の静態的（static）なルールは健全なリスク管理実務の進歩に遅れをとっていると考えた。これは、現行の自己資本比率規制が銀行の現実の業務慣行を反映していない可能性があることを示唆している。

### **バーゼルIIは1988年合意とどの様に違うのか**

バーゼルIIの枠組は、銀行業務に付随するリスクをより正確に反映し、リスク管理改善への強いインセンティブを与えるものである。本枠組は、所要自己資本の設定に関する1988年合意の基本構造を土台としつつ、銀行が実際に直面するリスクに対して自己資本の枠組の感応度を高めるものである。このことは、信用損失のリスクをより正確に反映するよう所要自己資本の設定方法を修正すること、および、事務ミスにより損失を被るリスクに係るエクスポージャーに対して新たに所要自己資本を課すこと、などにより実現される。

但し、バーゼル委員会は、改訂された枠組の中で、より高度でリスク感応度の高い手法を採用するインセンティブを与えつつも、最低所要自己資本の全体的な水準はほぼ現状どおりとすることとしている。バーゼル II は、こうして計算される最低所要自己資本と、監督上の検証、および市場規律を組み合わせることにより、リスク管理の改善を促す枠組となっている。

## バーゼル II の枠組の目標は何か、如何にその目標を達成するのか

バーゼル II の枠組全体を貫く目標は、銀行に対し適切な自己資本保有とリスク管理の改善を促し、これを通じて金融システムの安定を強化することにある。本目標は「三つの柱」を導入することにより達成される。三つの柱は、互いを補強し合い、銀行に対して内部管理プロセスの質を高めるインセンティブを与える。第一の柱では 1988 年合意下の最低所要自己資本が大幅に強化され、第二および第三の柱では自己資本に係る監督に革新的な要素が追加されている。

1. 新しい自己資本の枠組の「**第一の柱**」は、1988 年合意における指針を改訂し、個々の銀行が実際に抱える経済的損失のリスクをより密接に反映した水準に**最低所要自己資本**を設定する。
  - ・ 第一に、バーゼル II の枠組は、信用リスクがより高いと考えられる債務者についてはより高い水準の所要自己資本を課す（より低い信用リスクの債務者についてはより低い水準の所要自己資本を課す）という手法を全般的に適用することにより、信用リスクに対する自己資本の枠組の感応度を高める。銀行および監督当局に対しては 3 つの選択肢が与えられており、個々の銀行の業務や内部管理機能の先進性に応じて最も適切と思われる手法を選択することができる。
    - より単純な形態の貸出や信用引受けを業務とし、かつ、より単純な内部管理の構造を有する銀行は、信用リスクに係る「標準的手法」を採用し、自己資本比率規制上、外部の信用リスク評価を用いて債務者の信用の質を評価することができる。
    - より高度なリスク・テイキングを行い、先進的なリスク測定システムを開発している銀行は、監督当局の承認を前提として、信用リスクに係る 2 つの「内部格付 ( I R B )」手法のうちの何れかを選択することができる。内部格付手法を選択する銀行は、債務者の信用リスクの測定に関し、自行内部の測定方法に一部依存し

ながら所要自己資本を計算することができる。もっとも、本手法を用いる場合は、データ、検証、および業務運営に関する厳格な要件を満たさなければならない。

- ・ 第二に、バーゼル II の枠組は、システム、事務プロセスおよび職員が引き起こす問題や、外部事象から損失が発生するリスクに対し、明示的に所要自己資本を課している。銀行は、信用リスク・エクスポージャーの測定に際して与えられる選択肢の構成に類似した3つの手法のうち、何れかを用いてオペレーショナル・リスク・エクスポージャーを計測する。手法の選択においては、オペレーショナル・リスクの分野における当該銀行の内部管理の質とその先進性に対し、銀行が選択する手法が合致しているかという点について、銀行と監督当局の見解が一致していることが前提となる。
- ・ バーゼル II の枠組は、銀行が自ら算定した信用リスクおよびオペレーショナル・リスク・エクスポージャーをより密接に反映した水準に所要自己資本を設定することにより、それらの算定の高度性を高めるインセンティブを銀行に与える。バーゼル II はまた、より包括的かつ正確なリスク測定や、より実効的なリスク・エクスポージャーの管理手順の導入に対し、所要自己資本の低下というかたちで明確なインセンティブを与える。

II . 新しい自己資本の枠組の「**第二の柱**」は、銀行が抱えるリスク全般に関する銀行自身の評価について、実効的な監督上の検証が行われる必要性を認識するものであり、銀行の経営陣がリスクに対する健全な判断を行い、かつそれらのリスクに対して適切な自己資本を準備していることを確保するためのものである。

- ・ 監督当局は、個々の銀行の業務内容およびリスク特性を評価し、第一の柱で算定される最低所要水準を上回る自己資本を保有すべきかどうかを判断するとともに、是正措置の必要性についても検討する。
- ・ 当委員会は、監督当局がリスクの測定と管理に係る銀行の内部プロセスについて当該銀行と対話を行う際に、健全なリスク管理体制の構築や内部プロセスの改善を促す黙示的なインセンティブを与えることを期待する。

III . 「**第三の柱**」は、銀行の公表レポートの透明度を高めることにより、健

全な経営を促す市場規律の力を強化する。第三の柱では、銀行が自らの自己資本充実度をより明確に示すために行わなければならない公衆への開示内容が示されている。

- ・ 当委員会は、市場参加者が、銀行の業務内容や銀行がエクスポージャー管理のために設けている内部管理の状況について十分に理解していれば、銀行間の差異をより適切に見分け、慎重にリスク管理を行っている銀行を高く評価する一方で、そうでない銀行にはペナルティを課すことができると考える。